

調査・測量・設計業務共通仕様書（香川県農政水産部）令和7年10月改正 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

・地質・土質調査業務共通仕様書

項目	改 正 後	改 正 前
第1章 総則 第1節 総則		
第1－9条 打合せ等	<u>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u>	【新規】
第1－36条 個人情報の取扱い	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない
第7章 解析等調査業務		
第7－2条 業務内容	解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。 <u>1 計画準備</u> <u>（1）調査計画の立案及び業務計画書の作成</u> <u>2～5</u> [略]	解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。 【新設】 <u>1～4</u> [略]

・測量業務共通仕様書

項目	改 正 後	改 正 前
第10条 打合せ等	<u>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u>	【新規】
第36条 個人情報の取扱い	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、</u> 行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

・設計業務共通仕様書

項目	改 正 後	改 正 前
第1－10条 打合せ等	<u>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u>	【新規】
第1－35条 個人情報の取扱い	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、</u> 行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

・用地調査等業務共通仕様書

項目	改 正 後	改 正 前
第 2 条 用語の定義	<u>(54)「仮住居要領」とは、中央用対が定める仮住居等に要する費用にする調査算定要領（案）をいう。</u> <u>この場合において、仮住居要領第 1 条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</u>	【新設】
	<u>(55)「家賃減収要領」とは、中央用対が定める家賃減収補償調査算定要領（案）をいう。</u> <u>この場合において、家賃減収要領第 1 条中「基準細則第17－2」とあるのは「運用方針第19」と読み替えるものとする。</u>	【新設】
	<u>(56)「借家人要領」とは、中央用対が定める借家人補償調査算定要領（案）をいう。</u> <u>この場合において、借家人要領第 1 条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</u>	【新設】
	<u>(57)「移転雑費要領」とは、中央用対が定める移転雑費算定要領（案）をいう。</u> <u>この場合において、移転雑費要領第 1 条中「基準細則第21」とあるのは「運用方針第22」と読み替えるものとする。</u>	【新設】
第 35 条 個人情報の取扱い	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u> 、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

項目	改 正 後	改 正 前
	10 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、<u>第42条</u>で示す<u>作業</u>計画書に記載するものとする。	10 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、<u>第40条</u>で示す<u>業務</u>計画書に記載するものとする。
第 36 条 行政情報流出防止対策の強化	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、<u>第42条</u>で示す<u>作業</u>計画書に流出防止対策を記載するものとする。	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、<u>第40条</u>で示す<u>業務</u>計画書に流出防止対策を記載するものとする。
	(5) 電子情報の管理体制の確保 ① 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、<u>第42条</u>で示す<u>作業</u>計画書に記載するものとする。	(5) 電子情報の管理体制の確保 ① 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、<u>第40条</u>で示す<u>業務</u>計画書に記載するものとする。
第 40 条 打合せ等	<u>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u>	【新設】
第 50 条 補償額算定調書に計上する数値	補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、<u>第 47 条</u>による計測値を基に算出した数値とする。	補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、<u>第 45 条</u>による計測値を基に算出した数値とする。
	(1) 建物の延べ床面積は、<u>第 48 条</u>第 3 項で算出した数値とする。	(1) 建物の延べ床面積は、<u>第 47 条</u>第 3 項で算出した数値とする。
第 55 条 建物の登記記録の調査	建物の登記記録の調査は、<u>第 53 条</u>で作成した地図から調査区域内の建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。	建物の登記記録の調査は、<u>第 51 条</u>で作成した地図から調査区域内の建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

項目	改 正 後	改 正 前
第 59 条 転写連続地図の作成	第 53 条第 1 項により転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図(以下「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。	第 52 条第 1 項により転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図(以下「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。
	(2) 第 54 条第 3 号で調査した登記名義人の氏名等	(2) 第 54 条第 2 号で調査した登記名義人の氏名等
第 60 条 調査書の作成	第 54 条から第 56 条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表、建物の登記記録調査表、及び権利者調査表に所定の事項を記載するものとする。	第 53 条から第 55 条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表、建物の登記記録調査表、及び権利者調査表に所定の事項を記載するものとする。
	3 墓地管理者等の調査表は、第 57 条の調査結果を基に改葬等要領により作成するものとする。	3 墓地管理者等の調査表は、第 45 条の調査結果を基に改葬等要領により作成するものとする。
	3 土地利用履歴等の調査表は、第 58 条の結果を基に土地利用履歴要領により作成するものとする。	4 土地利用履歴等の調査表は、第 57 条の結果を基に土地利用履歴要領により作成するものとする。
第 61 条 用地測量	用地測量とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成する作業をいい、原則として、香川県土地改良事業測量作業規程(令和 7 年 8 月 18 日付け承認番号国国地第 70 号)(以下「測量作業規程」という。)によるほか、以下第 61 条から第 80 条により行うものとする。	用地測量とは、土地及び協会等について調査し、用地取得などに必要な資料及び図面を作成する作業を言い、原則として、香川県土地改良事業測量作業規程(令和 3 年 2 月 25 日付け承認番号国国地第 124 号)(以下「測量作業規程」という。)によるほか、以下第 61 条から第 80 条により行うものとする。
第 63 条 資料の作成及び立会い	3 前条の打合せの結果、第 59 条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局等の長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。 この場合、必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第 67 条第 2 項に準じた同意を得るものとする。	3 前条の打合せの結果、第 58 条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局等の長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。 この場合、必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第 66 条第 2 項に準じた同意を得るものとする。
第 65 条 立会い準備	調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第 54 条から第 57 条までの調査結果を基に作成するものとする。	調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第 53 条から第 56 条までの調査結果を基に作成するものとする。

項目	改 正 後	改 正 前
第 85 条 協議	受注者は、 <u>第 83 条</u> で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受けなければならない。	受注者は、 <u>第 81 条</u> で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受けなければならない。
第 90 条 木造建物	木造建物〔Ⅰ〕の調査は、<u>軸組工法により建築されている木造建物にあっては、建物要領別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。）により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。）により行うものとする。</u> 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを</u>準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。	木造建物〔Ⅰ〕の調査は、<u>別に定める</u>建物要領により行うものとする。 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、<u>木造建物要領</u>を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
第 91 条 木造特殊建物	木造特殊建物の調査は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行う</u>ものとする。 2 <u>前項の実施に当たっては、取扱要領第 7 条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。</u>	木造特殊建物の調査は、<u>前条第 2 項及び第 3 項を準用する</u>ものとする。 <u>【新設】</u>
第 100 条 建物等の配置図の作成	（7）図面中に次の事項を記入する。 ①～⑤（省略） ⑥ 構造概要・<u>建築工法</u> ⑦ 建築面積	（7）図面中に次の事項を記入する。 ①～⑤（省略） ⑥ 構造概要 ⑦ 建築面積（<u>一階の床面積をいう。以下同じ。</u>）

項目	改 正 後	改 正 前
第 101 条 法令に基づく 施設改善	法令に基づく施設改善の調査書は、 <u>第 89 条</u> の調査結果を基に調査書を作成するものとする。	法令に基づく施設改善の調査書は、 <u>第 87 条</u> の調査結果を基に調査書を作成するものとする。
第 102 条 木造建物	木造建物の図面及び調査書は、 <u>第 90 条</u> の調査結果を基に作成するものとする。	木造建物の図面及び調査書は、 <u>第 88 条</u> の調査結果を基に作成するものとする。
	2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、 <u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u> により作成するものとする。	2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、 <u>木造建物要領</u> により作成するものとする。
	3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、 <u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u> を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。	3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、 <u>木造建物要領</u> を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
第 103 条 木造特殊建物	木造特殊建物の図面及び調査書は、 <u>第 91 条</u> の調査結果を基に作成するものとする。	木造特殊建物の図面及び調査書は、 <u>第 89 条</u> の調査結果を基に作成するものとする。
	2 図面は、 <u>木造建物要領〔軸組工法〕</u> を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。	2 図面は、 <u>木造建物要領</u> を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
	3 調査書は、 <u>木造建物要領〔軸組工法〕</u> に準じ、次の各号により作成するものとする。	3 調査書は、 <u>木造建物要領</u> に準じ、次の各号により作成するものとする。
第 104 条 非木造建物	非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、 <u>第 92 条</u> 第 1 項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。	非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、 <u>第 90 条</u> 第 1 項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。
	2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、 <u>第 92 条</u> 第 2 項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。	2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、 <u>第 90 条</u> 第 2 項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

項目	改 正 後	改 正 前
第 105 条 機械設備	機械設備の図面及び調査書は、 <u>第 93 条</u> の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。	機械設備の図面及び調査書は、 <u>第 91 条</u> の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。
第 106 条 生産設備	生産設備の図面及び調査書は、 <u>第 94 条</u> の調査結果を基に作成するものとする。	生産設備の図面及び調査書は、 <u>第 92 条</u> の調査結果を基に作成するものとする。
第 107 条 附帯工作物	附帯工作物の図面及び調査書は、 <u>第 95 条</u> の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。	附帯工作物の図面及び調査書は、 <u>第 93 条</u> の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。
第 108 条 庭園	庭園の調査書は、 <u>第 96 条</u> の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。	庭園の調査書は、 <u>第 94 条</u> の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。
第 109 条 墳墓	墳墓の図面及び調査書は、 <u>第 97 条</u> の調査結果を基に作成するものとする。	墳墓の図面及び調査書は、 <u>第 95 条</u> の調査結果を基に作成するものとする。
第 110 条 立竹木等	立竹木の図面及び調査書は、 <u>第 98 条</u> の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。	立竹木の図面及び調査書は、 <u>第 96 条</u> の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。
第 111 条 石綿	石綿の図面及び調査書は、 <u>第 99 条</u> の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。	石綿の図面及び調査書は、 <u>第 97 条</u> の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。
第 112 条 移転先の検討	4 前 3 項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、 <u>第 100 条</u> で定める図面に対象となるものを明示するものとする。	4 前 3 項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、 <u>第 97 条</u> で定める図面に対象となるものを明示するものとする。
第 113 条 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定	既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、 <u>第 89 条</u> の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針 <u>第 15 第 7 項</u> の定めるところにより行うものとする。	既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、 <u>第 99 条</u> の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針 <u>第 15 第 3 項</u> の定めるところにより行うものとする。

項目	改 正 後	改 正 前
第 114 条 木造建物	木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに<u>第 102 条</u>で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、<u>木造建物要領〔軸組工法〕第 2 条第 3 項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第 2 条第 3 項のいずれか</u>に定めるところによるものとする。	木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに<u>第 100 条</u>で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については<u>木造建物要領</u>により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、<u>木造建物要領第 2 条第 3 項</u>に定めるところによるものとする。
第 115 条 木造特殊建物	木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに<u>第 103 条</u>で作成した図面及び調査書を基に、積算するものとする。なお、その積算に当たっては、<u>木造建物要領〔軸組工法〕第 2 条第 3 項</u>に定めるところによるものとする。	木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに<u>第 101 条</u>で作成した図面及び調査書を基に、積算するものとする。なお、その積算に当たっては、<u>木造建物要領第 2 条第 3 項</u>に定めるところによるものとする。
第 116 条 非木造建物	非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに<u>第 104 条</u>で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第 3 条第 3 項に定めるところによるものとする。	非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに<u>第 102 条</u>で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第 3 条第 3 項に定めるところによるものとする。
第 117 条 照応建物の詳細設計	<u>第 112 条</u>第 2 項の照応建物の推定建築費の概算額により<u>第 112 条第 1 項</u>の検討を行った場合は、調査職員と協議するものとする。	<u>第 110 条</u>第 2 項の照応建物の推定建築費の概算額により<u>第 110 条第 1 項</u>の検討を行った場合は、調査職員と協議するものとする。

項目	改 正 後	改 正 前
	2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第112条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。	2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第110条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。
第118条 機械設備	機械設備の補償額の算定は、第105条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。	機械設備の補償額の算定は、第103条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。
第119条 生産設備	生産設備の補償額の算定は、第106条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。	生産設備の補償額の算定は、第104条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。
第120条 附帯工作物	附帯工作物の補償額の算定は、第107条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。	附帯工作物の補償額の算定は、第105条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。
第121条 庭園	庭園の補償額の算定は、第108条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。	庭園の補償額の算定は、第106条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。
第122条 墳墓	墳墓の補償額の算定は、第109条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討した上で、改葬等要領により行うものとする。	墳墓の補償額の算定は、第107条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討した上で、改葬等要領により行うものとする。
第123条 立竹木等	立竹木等の補償額の算定は、第110条で作成した資料を基に当該立竹木等の移植の可否及び適否について検討した上で、各地区用地対策連絡協議会等が定める算定要領等(※「参考6」立竹木調査積算要領)により行うものとする。	立竹木等の補償額の算定は、第108条で作成した資料を基に当該立竹木等の移植の可否及び適否について検討した上で、各地区用地対策連絡協議会等が定める算定要領等(※「参考6」立竹木調査積算要領)により行うものとする。

項目	改 正 後	改 正 前
第 126 条 居住者等に関する調査	3 前 2 項の調査は、 <u>住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居要領、家賃減収要領又は借家人要領</u> により行うものとする。	3 前 2 項の調査は、 <u>賃貸借契約書、住民票等</u> により行うものとする。
第 128 条 調査書の作成	営業に関する調査書は、<u>第 125 条</u>の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。 2 居住者等に関する調査書は、<u>第 126 条</u>の調査結果を基に居住者調査表により作成することとし、<u>建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領</u>により作成するものとする。	営業に関する調査書は、<u>第123条</u>の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。 2 居住者等に関する調査書は、<u>第116条</u>の調査結果を基に居住者調査表に<u>所定の事項を記載すること</u>により作成するものとする。
第 129 条 補償額の算定	<u>2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第 2 項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。</u> <u>3</u> (略) <u>4 移転雑費の算定は、移転雑費要領により行うものとする。</u>	【新設】 <u>2</u> (略) 【新設】
第 136 条 建物調査	予備調査に係る建物の調査は、前 2 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、<u>第 90 条</u>から<u>第 92 条</u>までに準ずる方法により行うものとする。 この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。	予備調査に係る建物の調査は、前 2 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、<u>第 88 条</u>から<u>第 90 条</u>までに準ずる方法により行うものとする。 この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

項目	改 正 後	改 正 前
第 137 条 機械設備等調査	予備調査に係る機械設備等(生産設備及び附帯工作物を含む。)の調査は、 <u>第 134 条</u> 及び <u>第 135 条</u> の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、 <u>第 93 条</u> から <u>第 95 条</u> までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名(種類)、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。	予備調査に係る機械設備等(生産設備及び附帯工作物を含む。)の調査は、 <u>第132条</u> 及び <u>第133条</u> の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、 <u>第91条</u> から <u>第93条</u> までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名(種類)、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。
第 138 条 企業概要書	企業内容等の調査書は、 <u>第 134 条</u> の調査結果を基に企業概要書を用いて、作成するものとする。	企業内容等の調査書は、 <u>第132条</u> の調査結果を基に企業概要書を用いて、作成するものとする。
第 139 条 配置図	予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、 <u>第 135 条</u> の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。 ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。	予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、 <u>第 133 条</u> の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。 ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。
第 141 条 移転計画案の作成	予備調査に係る工場等の移転計画案は、 <u>第 134 条</u> から <u>第 137 条</u> までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。 この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第 15 第 1 (4) アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。	予備調査に係る工場等の移転計画案は、 <u>第 132 条</u> から <u>第 135 条</u> までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。 この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第 15 第 1 (4) アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。
第 142 条 補償概算額の算定	前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、 <u>第 138 条</u> から前条まで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。	前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、 <u>第 136 条</u> から前条まで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

項目	改 正 後	改 正 前
第 144 条 企業内容等の調査	大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。 ただし、 <u>第 138 条</u> の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。	大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。 ただし、 <u>第 136 条</u> の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。
第 145 条 敷地使用実態の調査	大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。 ただし、 <u>第 135 条</u> の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。	大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。 ただし、 <u>第 133 条</u> の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。
	(5) 次のいずれかにおける建物等の配置との関係 ② <u>第 134 条</u> 第 6 号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）	(5) 次のいずれかにおける建物等の配置との関係 ② <u>第 123 条</u> 第 6 号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
第 146 条 企業概要書	企業内容等の調査書は、 <u>第 144 条</u> の調査結果を基に企業概要書を用いて、作成するものとする。	企業内容等の調査書は、 <u>第 142 条</u> の調査結果を基に企業概要書を用いて、作成するものとする。
第 146 条の 2 配置図	移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、 <u>第 145 条</u> の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。	移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、 <u>第 135 条</u> の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。
第 147 条 移転工法案の作成	大規模工場等の移転工法案は、 <u>第 88 条</u> から <u>第 96 条</u> まで、 <u>第 98 条</u> 、 <u>第 144 条</u> 及び <u>第 145 条</u> の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。 この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第 15 第 1（４）アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。	大規模工場等の移転工法案は、 <u>第 86 条</u> から <u>第 94 条</u> まで、 <u>第 96 条</u> 、 <u>第 142 条</u> 及び <u>第 143 条</u> の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。 この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第 15 第 1（４）アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

項目	改 正 後	改 正 前
第 155 条 標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成	標準地の評価は、前 2 条で作成した資料を基に <u>第 152 条</u> に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。	標準地の評価は、前 2 条で作成した資料を基に <u>第 150 条</u> に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。
第 183 条 相談用資料の添付図面の作成方法	起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、 <u>第 181 条</u> の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面を併せて作成するものとする。	起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、 <u>第 178 条</u> の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面を併せて作成するものとする。

[illegible][illegible]

